

## 福祉

### 紙おむつの支給

福祉課 高齢福祉係 ☎773-6667

家庭における生活を支援、生活環境の充実、家族の負担軽減を図るため、在宅の寝たきり高齢者などに対し、紙おむつなどを給付します。

**対象者** 65歳以上の要介護1以上の在宅で、紙おむつを必要としている人

**所得制限** 生計を一にする世帯の住民税額の合計が22万円を超える場合は対象外  
※世帯分離の場合は状況調査実施

#### 給付限度額

- ・住民税非課税世帯の人：1か月8,000円まで
- ・住民税課税世帯の人：1か月4,000円まで

**手続き** 申請書を福祉課、またはケアマネジャーに提出

### 緊急通報装置の貸与

おおむね65歳以上のひとり暮らしの人と高齢者のみの世帯で、発作や急病・緊急時の連絡手段の確保が困難な人に、緊急通報装置を貸出し、設置します。24時間見守りサービスや、1か月に1回の安否確認電話も実施します。

**費用負担** 1か月400円

**手続き** 申請書を福祉課に提出

### 寝具洗濯サービス

高齢者世帯の生活環境の向上と健康管理推進のため、掛け布団、敷き布団、毛布などの洗濯、乾燥、消毒を年1回実施します。

**対象者** おおむね65歳以上のひとり暮らしの人と高齢者のみ世帯の人

**所得制限** 住民税所得割が課税されている世帯は対象外

**費用負担** 実費の2割

**手続き** 申請書を福祉課に提出

### 高齢者日常生活用具給付

認知症などで心身機能が低下し、防火などに配慮が必要な人に日常生活用具を給付します。

**給付用具** 自動消火器、または電磁調理器

**対象者** 65歳以上の一人暮らしの人と高齢者のみ世帯

**費用負担** 原則無料

※住民税課税世帯は対象外

**手続き** 申請書を福祉課に提出

### 生活支援ホームヘルプ

ホームヘルパーが訪問し、調理や洗濯などの家事援助を行います。

**対象者** おおむね65歳以上のひとり暮らしの人と高齢者のみ世帯の人(要介護認定の非該当者に限る)

**費用負担** サービス費用額の2割

**利用回数** 週3回まで、1日2時間以内

**手続き** 申請書を福祉課に提出

### 生活支援ショートステイ

家族介護者が、病気、冠婚葬祭、事故、災害などで一時的に介護ができなくなった場合、特別養護老人ホームに短期入所(ショートステイ)することができます。

**対象者** おおむね65歳以上の人(要介護認定の非該当者に限ります)

**利用期間** 7日間以内

**実施施設** みなみ園、まいこ園、ゆのさと園

**費用負担** 1日499円。ほかに、送迎費、食事代、居住費などが加算されます。

**手続き** 申請書を福祉課に提出

### 高齢者および要援護世帯住宅除雪援助

住宅の屋根除雪を自力で行うことが困難な高齢者と要援護世帯に対し、自宅の屋根除雪の援助を行うことで、生活の安全確保と心身の安定を図ります。

#### 対象世帯

- ・65歳以上ひとり暮らしの人、または高齢者のみ世帯
- ・世帯主が身体障害者1級から4級の世帯
- ・母子世帯

**利用上限** 除雪総作業時間24時間以内(1シーズン)

**利用制限** 次の世帯は対象外

- ・生活保護世帯
- ・住民税の所得割が課税されている世帯
- ・親族の協力が得られる世帯
- ・市内に居住している親族の所得税などの扶養親族になっている人がいる世帯
- ・冬期間3か月以上不在になる世帯
- ・自宅が落雪屋根や融雪屋根の世帯

**費用負担** 1時間当たり400円

**手続き** 申請書を民生委員・児童委員を通じて福祉課に提出

## 生活保護

問 福祉課 厚生福祉係 ☎773-6667

### 生活保護とは

生活保護は、病気やけがで働けなくなったり、働き手の収入が減少するなど、生活に困窮する世帯が、自らの能力、財産、親族などの扶養援助、他の法律や制度による給付などを活用しても生活に困窮する場合に、国が最低限度の生活を保障するものです。

困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的としています。国が定める基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分の保護を行います。

### 生活保護の相談・申請

申請は、やむを得ない場合を除いて、本人、または同居の親族に行ってください。

生活保護を開始するときは、世帯全員の生活状況などを把握する必要があります。事前に生活状況のわかるもの(健康保険証、年金手帳、不動産賃貸借契約書、預貯金通帳、収入状況がわかるものなど)を持参し、相談ください。

## 民生委員・児童委員・主任児童委員

問 福祉課 高齢福祉係 ☎773-6667

すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねていて、担当地区の高齢者や子どもに関わる相談を受け、住民と福祉関係機関の橋渡しを行い、地域で安心して暮らせるよう支援を行っています。主任児童委員は、子どもに関する支援活動を専門に担当しています。

民生委員・児童委員は、地域の皆さんの相談役です。日常生活の中で気になっていることがある人は、気軽にお近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

※名簿は市のウェブサイトをご覧ください

## 緊急医療情報キット配布

救急車を呼ぶなどの緊急時に必要な情報をキットに入れ、冷蔵庫で保管することで、救急隊員や医療機関の迅速な救急活動に役立てるものです。費用は無料で、随時受け付けます。

### 対象者

- 65歳以上のみの世帯
- 日中に65歳以上の人のみが在宅で、認知症を発症、または心臓疾患や脳血管障害にかかったことのある人
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有し、一人暮らしの人、または他の世帯員全員が65歳以上の人

## 養護老人ホーム 魚沼荘

問 福祉課 高齢福祉係 ☎773-6667

おおむね65歳以上で、経済的事情や家庭環境などの理由で、在宅での生活が極めて困難な人が、老人福祉法

第11条の規定による措置を受け入所できます。身の回りのことができる人が対象です。本人の収入や入所時の状況で、本人と扶養義務者に自己負担があります。

所在地 長森1008番地

☎ 775-2022

## 心配ごと相談

問 南魚沼市社会福祉協議会 ☎773-6911

さまざまなことを気軽に相談できる窓口です。

相談員 民生委員・児童委員など

相談会場・日時

- ・第1・第3月曜日 働く婦人の家(浦佐) 13:30~16:00
- ・毎週水曜日 南魚沼市役所本庁舎 13:30~16:00
- ・第2・第4金曜日 塩沢老人福祉センター 13:30~16:00

## 南魚沼市社会福祉協議会

問 南魚沼市社会福祉協議会 ☎773-6911

地域福祉に関する啓発や情報提供、調査活動、ボランティア活動などから児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉まで、幅広い事業を運営しています。

所在地 小栗山303番地1

### ▶南魚沼市ボランティアセンター

ボランティア活動の普及や団体の斡旋などを行っています。ボランティア活動保険の加入やボランティアグループへの活動費助成などの支援も行っています。

### ▶在宅サービス事業

訪問介護事業、生活支援訪問介護事業、障害者福祉サービス居宅介護事業、日常生活サポート事業、居宅介護支援事業などを通じ、在宅でよりよい環境で過ごされるよう介護のお手伝いをします。

### ▶生活福祉資金貸付

低所得世帯や障がい者、または高齢者の人に対し、生業、住宅、修学などに必要な資金をお貸しします。利子は、資金によって無利子と年3%に分かれます。

このほか、災害援護資金、離職者支援費資金、長期生活支援費資金などもあります。

## 福祉センター(しらゆり)

問 福祉センター(しらゆり) ☎772-3601

所在地 小栗山303番地1

主な施設 浴室(六日町温泉)、大広間、会議室、和室

開館時間 9:00~20:00

休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)、12月28日~1月3日(浴室は1月4日まで)

利用料金 高齢者(65歳以上)・障がい者 200円、小中学生 200円、就学前の児童 無料、一般 600円

※市外の方は300円加算

